

京都府がん対策推進府民会議受診率向上対策部会設置要領

(目的)

第1条 がん検診の受診率向上のための情報の共有、事業の共同実施等を行うため、京都府がん対策推進府民会議受診率向上対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、地域保健関係機関、職域保健関係機関、職能団体、検診機関、企業、特定非営利活動法人等の関係機関で構成する。

(部会の開催・運営)

第3条 部会は、必要に応じ開催するものとし、京都府健康福祉部長が招集する。

(協議事項)

第4条 部会は、主に次の事項について協議するものとする。

- (1) がん検診の現状について情報交換すること
- (2) がん検診受診率向上のための課題の明確化に関すること
- (3) がん検診受診率向上啓発事業の共同実施及び連携に関すること

(部会長)

第5条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、部会の会務を総理する。

3 部会長は、構成団体の互選によって定める。

4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要があるときは、構成団体以外の団体等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、京都府健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の設置・運営に関し必要な事項は、構成団体が協議の上、別途定める。

(附則)

この要領は、平成23年11月28日から施行する。